

平成28年度

国政に関する要望

平成27年10月

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

平成27年6月10日現在

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	海老名市長	内野 優	全国市長会副会長 総務部会長
副会長	3	綾瀬市長	笠間城治郎	全国市長会評議員（財政）
		秦野市長	古谷義幸	
		逗子市長	平井竜一	
顧問	—	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	福田紀彦	
		相模原市長	加山俊夫	
相談役	—	茅ヶ崎市長	服部信明	全国市長会理事（経済）
常任理事	若干名	相模原市長	加山俊夫	全国市長会理事（財政）
		三浦市長	吉田英男	全国市長会評議員（経済）
		小田原市長	加藤憲一	全国市長会評議員（社文）
		厚木市長	小林常良	全国市長会評議員（行政）
		大和市長	大木 哲	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	藤沢市長	鈴木恒夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾 崇	財政部会長
		伊勢原市長	高山松太郎	厚生労働部会長
		南足柄市長	加藤修平	社会文教部会長
		平塚市長	落合克宏	経済部会長
監事	2	座間市長	遠藤三紀夫	
		横須賀市長	吉田雄人	
常務理事	1	事務局長	佐藤光徳	

※ 任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、国の経済政策効果による大企業の好決算報告や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のセーリング競技会場が江の島に決定したことは、神奈川県経済の発展において効果をもたらすものと期待しております。

一方、人口減少・少子高齢化は我が神奈川県においても例外ではなく、都市部特有の様々な問題・課題を抱えております。また、集中豪雨、台風といった予期せぬ自然災害への対策や本年10月開始のマイナンバー制度など、市民の生命・財産を守ること、そして、市民ニーズに即応していくことが不可欠であります。

この要望書は、県内各市の施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、国における平成28年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内19市から提出された163件の要望を取りまとめたものです。

市民一人ひとりが安心して暮らし、次世代へと繋がるまちづくりのため、県内19市の実情をご理解いただき、各要望事項についてより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年10月1日

神奈川県市長会

会長 内野 優

目 次

要望事項

〈行財政分野〉	頁
1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について	1
〈厚生労働分野〉	
2 社会福祉施策の充実について	5
〈社会文教分野〉	
3 教育行政の充実について	9
4 基地対策の促進について	11
5 生活環境の整備促進について	13
〈経済分野〉	
6 都市基盤の整備等について	14

東日本大震災関係要望事項

〈東日本大震災関係〉	
7 東日本大震災への対応について	18

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

※「6 都市基盤の整備等について」のみ地域性を考慮し【(市名)】を掲載

要 望 事 項

1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について

真の分権型社会を実現するためには、地方への権限移譲の推進や、地域の実情に即した自主的、自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じた都市税財源の充実強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の地方自治体を取り巻く地域経済の状況は、世界的な景気後退により危機的状況が依然として続いており、地域経済活性化のために引き続き様々な企業支援や雇用確保などの緊急経済対策を講じることが求められている。

一方、福祉、医療などの社会保障関係費が増大する中で、日常生活に欠くことのできない教育、安全などの経費等についての見直しも余儀なくされるなど、財政状況の悪化により住民サービスへの影響が懸念される。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市税財源の充実強化について

ア これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び道府県から指定都市への権限移譲が実施されることとなったが、国の出先機関の見直しは行われておらず、権限移譲も未だ不十分である。

地方自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応できるように、真の分権型社会の実現のための改革を着実に推進し、これまでの地方分権改革に係る一括法等の内容にとどまらず、国から地方、都道府県から市町村への大幅な権限移譲を早期に進めること。義務付け・枠付けについては、廃止を基本とした更なる見直しを徹底するとともに、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、「従うべき基準」の設定を行わないこと。そのためには、「地方分権改革の総括と展望」において示されているとおり、地方自治体が担うべき事務・権限の更なる移譲や義務付け・枠付けの更なる見直し等を進めること。なお、見直しにあたっては、地方の発意と多様性を重視するとともに、地方の考え方をくみ取り、地方からの改革提案の実現に向けて精力的に取り組むこと。

また、国から地方への権限移譲による新たな事務権限に応じた国と地方の税源配分の是正の積極的かつ計画的な推進と、さらなる税源の拡充を図ること。なお、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や助言、研修や職員の派遣など必要な支援を行うこと。 **一部新規**

イ 「提案募集方式」については、地方分権改革を着実に推進するという制度創設の趣旨を踏まえ、提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。

今後は、提案の実現可否の決定に当たり、地方が示す現行制度の具体的な支障事例等のほか、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視した検討を行うこと。

また、「提案募集方式」の導入により、国自らがこれ以上、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等を検討しないということはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。 **一部新規**

ウ 指定都市に関しては、現行制度で国や都道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担い、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される新たな大都市制度「特別自治市」など多様な大都市制度の早期実現を図ること。

また、地方分権改革に係る一括法等による都道府県から指定都市への権限移譲に引き続き、都道府県との二重行政を解消するため、都道府県から指定都市へ権限・財源を移譲すること。 **一部新規**

エ 国庫補助負担金については、国と地方との役割を明確にしたうえで、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金等を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

なお、制度の推進にあたっては、地方分権改革推進会議や国と地方の協議の場等で地方の意見を十分把握すること。

また、地方自治体間の財政調整は、地方交付税により行うべきであり、国庫補助負担金等による財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続をより一層簡素化するなど運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。 **一部新規**

オ 現在の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の自己決定権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

カ 国の出先機関については、事務・権限の必要性を十分に精査したうえで、地方の主体性が確保されるよう、国が本来担うべきもの以外は地方に移譲するという地方分権の視点を持って、抜本的な改革を確実に実現すること。その際には、事務・権限と税財源を一体的に移譲するとともに、人員の移管について地方と十分協議すること。

キ 国と地方の協議の場については、国と地方が対等な立場で協議を行い、地方自治に影響を及ぼす国の政策に地方の意見を反映させるため、政策の企画・立案の段階から、法に基づく分科会も含め、協議事項について十分に説明するなど、実効性のある協議の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えるように見直しを行うこと。

ク 地方の財源不足については、その全額を地方交付税により交付すること。消費税率引き上げによる増収が交付税の減額につながらず、確実に社会保障財源として活用できるよう、地方単独事業も含め、社会保障関係事業に係る経費を適切に基準財政需要額に算入すること。

ケ 地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）の施行により、新たに中核市の指定要件を満たした市が円滑に中核市へ移行できるよう、財政的な支援を行うとともに、保健所の所管区域の問題については、都道府県及び中核市移行を検討している市と課題を共有し、問題の解決に向けて取り組むこと。 **新規**

(2) 地方交付税について

ア 地方交付税は地方固有の財源である。このため、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、現在、地方が重点的に取り組んでいる地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠や別枠加算を堅持し、必要な総額を確保すること。

また、法人実効税率を引き下げするための措置を講ずる場合の地方交付税原資の減収分については、国の責任において、法定率を引き上げることで対応すること。

さらに、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引き上げによって対応することとし、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。**一部新規**

イ 平成 29 年 4 月の消費税率引き上げによる、地方消費税交付金増収分については、基準財政収入額に加算されることから、地方交付税が減額されることが想定される。このため、社会保障関係経費の自然増、社会保障と税の一体改革などによる増加分及び社会保障関係経費の地方単独事業分などについて財政需要を的確に把握することにより、基準財政需要額に加算すること。**一部新規**

ウ 国策として実施する各種事業や移譲事務については、交付税措置ではなく国庫負担金や税源移譲による財源措置を講じること。**新規**

エ 事務広域化や中核市移行に伴う職員数の増加が交付税の算定に影響を与えているため、地方公共団体の行革努力を適正に反映するように、算定方法を変更すること。**新規**

(3) 地方税の見直しについて

ア 地方の自主財源である法人住民税を一部国税化し交付税原資とするようなことは、地方分権改革の流れに全面的に逆行するものであり、地方の企業誘致、地域経済活性化へのインセンティブを著しく損ない、これまでの地方の自主的な努力を全く無にするものであるとともに、今後、地方が行おうとする取り組みを阻害するものであり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

また、法人実効税率を引き下げ場合には、地方財政に影響を与えないよう、必ず代替財源を確保すること。

イ 自動車取得税については、その税収の 7 割が市町村に交付されている貴重な財源であることから、その見直しにあたっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、交付税で財源措置を行うことなく、安定的な財源を必ず確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の 4 割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しにあたっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

ウ 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、市町村全体で約 1 兆 6,000 億円に上る貴重な財源となっており、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。**一部新規**

(4) 消防力強化に向けた国庫補助の拡充について

ア 消防広域化の推進を図るため、消防広域化重点地域に指定された市町村に対する消防広域化後の新たな財政支援制度等を確立すること。

イ 第二東海自動車道（新東名高速道路）の供用開始に伴うトンネル内での災害等、新たな消防需要に対応するために必要となる消防車両及び救助活動用資機材等の整備費について、支援制度を創設すること。 **新規**

(5) マイナンバー制度について

マイナンバー制度の運用にあたっては、地方自治体がシステム改修費を算出するために必要となる具体的で詳細な情報提供及び各種研修会等の手厚い支援を速やかに行うとともに、地方自治体が負担なく円滑に制度を運用できるよう各省庁間で統一のかつきめ細やかな支援措置を講じること。特に、財政措置については、地方財政措置ではなく、システムの総合運用テスト、中間サーバーの利用、通知カード及び個人番号カード交付、並びにマイナポータルの運用開始に要する経費等を含めた地方自治体が負担する経費の総額を補助すること。

また、地方自治体における情報セキュリティ対策のより一層の強化が求められることから、技術的支援の拡充を図るとともに、対策に係る経費等について補助すること。

さらに、平成 29 年 7 月の情報連携は、適用範囲を限定するなど、自治体の準備状況に合わせた実施方法を検討するとともに、当該制度に関連する手続きに乗じた詐欺等が強く懸念されることから、国民がそのような被害にあわないよう、国民に対する注意喚起及び情報提供並びにサイバー攻撃等に対する監視体制強化など、未然の防止対策を講じること。 **一部新規**

(6) 消防団を中核とした地域防災力向上のための財政措置について

地域防災・災害活動の拠点である消防団器具置場の耐震性を高め機能を確保するため、建替えに係る国庫補助メニューの創設及び緊急防災・減災事業としての位置付けを行い、財政支援を行うこと。 **新規**

(7) 地方創生に係る新型交付金制度について

地方創生に係る新型交付金の制度設計にあたっては、あらかじめ地方の意見を十分聴くとともにその内容を早期に明らかにし、また、地方の創意工夫を最大限尊重し、真に自由な事業設計ができる柔軟な制度運用とすること。 **新規**

2 社会福祉施策の充実について

我が国は世界に誇れる国民皆保険制度を採用しており、その結果、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。しかしながら、少子高齢化の進行は社会経済や社会保障へも影響を及ぼし、地域住民の福祉に対するニーズをますます多様化させている。

こうした中、特に、地域における充実した子育て支援施策や障害者の自立支援及び社会参加の支援など、将来にわたり持続可能な医療施策や福祉対策が強く求められている。

都市自治体は、ぬくもりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて不断の努力を継続しているものの、近年の経済の低迷や少子高齢化などの影響で厳しい財政運営を強いられている。このため、社会福祉制度の長期的安定を図るには、早期の抜本的見直しが急務である。

また、経済情勢は上向いているものの、まだ生活者に実感できるものではなく、今後も厳しい雇用状況は続くと想定されるため、県及び市町村が足並みを揃えて労働施策に取り組める環境を整備する必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 介護保険制度について

ア 介護給付費負担金の国庫負担率を25%とし、調整交付金については、別枠で措置するよう、財政支援を強化すること。また、今後の制度改正においても保険料の上昇と市町村負担が増加することがないように措置を講じること。 **一部新規**

イ 介護従事者の処遇改善について、国の責任において被保険者の費用負担に十分配慮したうえで、財政負担も視野に入れながら継続して取り組むこと。また、介護従事者の確保・定着及び育成の一層の推進を図ること。

(2) 国民健康保険制度について

ア 国民健康保険の構造的課題を解決するため、普通調整交付金（医療分）の算定方法の見直し、国庫負担の引き上げを図るとともに、後期高齢者支援金の全面報酬割導入により生じる財源については、国民健康保険の支援に優先的に活用すること。また、低所得者対策及び社会保障サービスである地方単独事業について、従来の枠を超えた国・県の財政支援を行うこと。

イ 国民健康保険財政の安定的な運営を維持するため、地方単独事業として実施する医療費助成の中で、医療機関窓口での支払いを伴わない現物給付方式をとる場合の国庫補助金の減額措置を廃止すること。 **新規**

(3) 少子化対策について

ア 少子化対策及び子育て支援対策として、不育症治療費助成事業及び小児医療費助成事業に対する国庫補助制度の創設又は全国一律の新たな制度や仕組みの構築を図ること。 **一部新規**

イ 子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引き上げが延期された中、制度に係る財源の確保が不透明な状況となっていることから、地方自治体が新制度の円滑な運用を行えるよう、国として早急な財源措置を講じること。 **一部新規**

ウ 子ども・子育て支援新制度の施行により、地域の子育て支援の量的拡充や質の向上を図り、待機児童への対策を着実に推進するために必要となる財源を確保するとともに、新制度において給付対象とならない地方単独保育施設についても、財政支援の対象とすること。**新規**

エ 子ども・子育て支援新制度において、保育士の処遇改善がさらに充実されるよう地域の実情等を踏まえた財政支援や、多様な保育サービスにおいて保育士の処遇改善が図られるよう措置を講じること。

オ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の公布に伴い、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の利用対象者数、施設・設備の規模、職員数、児童集団の規模の最低基準が示されたため、質の改善、量の改善に向けた補助メニューを充実するとともに、補助率の上限どおりの額を交付すること。また、施設整備に係る国庫補助については、賃貸借(リース)契約にも対応した補助制度とすること。

一部新規

カ 子ども・子育て支援新制度における経過措置を早期に廃止し、教育標準時間認定こども(1号認定)の施設型給付の地方単独費用部分については、国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすること。 **一部新規**

キ 幼稚園就園奨励費については、地方自治体に超過負担が生じないよう十分な財源措置を講じ、補助率に圧縮率をかけることなく、上限どおりの額を交付すること。特に幼児教育無償化に向けて、新たに国が補助対象を拡大する部分については、その財源を地方交付税に委ね一般財源化するのではなく、国が責任を持って全ての財源を確保すること。**新規**

(4) 障害者福祉施策について

ア 重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国策として身体・知的・精神障害者の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

イ 障害福祉サービスの利用について、1人の相談支援専門員が40人以上を担当していることを踏まえ、定期的にモニタリングを行い、質の高い相談支援を維持するため、報酬単価の改善、相談支援専門員の増員、人材育成の場の提供を図ること。**新規**

(5) 地域保健医療対策の充実について

ア 全国的な産科医師不足が問題となっており、産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策を早急に打ち出すなど、早急な産科医療の確保に向けた対策を講じること。 **一部新規**

イ すべての定期予防接種に係る経費は交付税対象とせず、全額国負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないように、事業に見合った適正な措置を講じること。また、予防接種法第28条を改正し、全ての国民が平等に接種できる体制づくりを図ること。**一部新規**

ウ 不育症治療については治療方法が確立されていないことから、研究や人材育成を行い、不妊治療と同様に国制度による公費助成を実施すること。 **一部新規**

(6) 生活保護制度について

- ア 生活保護費負担金は、全額国庫負担とすること。さらに、雇用労働施策や年金制度など社会保障制度全般の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。
- イ 本来生活保護法の適用対象とならない外国人については、国による行政措置として実施されていることを踏まえ、その費用については早急に全額国庫負担とすること。また、国内に居住する外国人の生活保護については根拠法令がないため、保護の決定、調査、費用返還、被保険者の義務及び指導等に限界があることから、早急な法令整備を図ること。 **一部新規**

(7) 雇用創出関連事業の推進について

- 地域若者サポートステーションの運営について、委託期間を複数年度に改めること。
- また、事業の実施においては、ジョブトレーニングなどの「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置について、国の責任において、その所要経費の全てを措置すること。

(8) 自殺対策に対する支援について

- 自殺対策基本法に基づき、市町村が実施する自殺対策事業に対し、恒久的な国庫補助制度を創設すること。

(9) 居所不明者に対する情報一元化等について

- ア 居所不明児童の把握を円滑に行うために、居所不明児童を探している自治体が把握している虐待リスクなどの情報や、住民基本台帳に登録されているが居所実態がなく、転居先が不明な児童の情報を自治体間で共有できる全国レベルでの情報一元化と「間接的な情報共有（情報仲介）」が可能となる仕組みを構築すること。
- また、情報共有を円滑に行うため、取り扱う個人情報の範囲等を整理したルールを定める等、自治体間の情報共有を円滑に行うための支援をすること。 **一部新規**
- イ 徘徊高齢者対策として、19歳以上の市民の居所不明に対する調査、情報共有等に関する組織を明確化するための制度を構築するとともに、必要に応じた法整備を図ること。 **新規**
- ウ 居所不明者の中には住民票を異動せず海外へ出国するケースがあることから、入国管理局への出入国記録の照会ができる仕組みを構築すること。 **新規**

(10) 社会保障経費と財源について

- 消費税率の引き上げ実施に合わせて予定されていた子育て支援や医療、介護年金のサービス向上等について、消費税率引き上げが見送られた中でも当該施策を実施する場合には、地方に超過負担が生じることがないように、適切な財政措置を講じること。 **新規**

(11) 在宅医療体制の構築に向けた支援について

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように支援する地域包括ケアシステムの構築にあたっては、在宅療養における訪問診療医の役割が必要不可欠となるため、訪問診療医を育成し確保すること。また、在宅療養支援診療所の開設及び ICT ネットワークを介した広域的な情報共有システムの構築に対する財政的支援を講じること。 **一部新規**

(12) 障害児者のための社会福祉施設等施設整備費の確実な措置について

- ア 障害児者の地域生活支援を行う社会福祉施設の整備促進や老朽化対策のため、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」で定める額を確実に交付すること。 **新規**
- イ 平成 27 年 4 月に施行された消防法施行令の改正により、介助がなければ避難できない者を主として入所させる社会福祉施設や障害者グループホームでは、延べ面積に関わらず、スプリンクラー設備の設置が義務付けられた。円滑な設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行える所要の財源を確保すること。 **新規**

(13) 結婚歴のないひとり親家庭に対する支援について

税法上の寡婦（夫）控除が適用されない結婚歴のないひとり親家庭の経済的に不利益な状況を改善するため、結婚歴のない母又は父に対しても寡婦（夫）控除が適用されるよう、税法の改正をすること。 **新規**

3 教育行政の充実について

学校教育は、人々の暮らしや価値観が多様化・複雑化した時代に対応するため、地域に根ざした特色ある教育が求められるとともに、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い要望への対応が求められている。

こうした中においても、子どもたちが持つ個々の可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等中等教育が担う役割は非常に重要であり、その充実は欠かせないものである。

現在、学校現場では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ「生きる力」を育む環境づくりの推進を図り、学力の向上、心の教育、開かれた学校づくり等多くの教育課題の解決に向け努力しているところであるが、その解決のためには、教職員定数の拡充等が不可欠である。

また、子どもたちが安全で、安心して快適な学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の整備も急務となっている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 学校教育施策の充実について

ア 公立学校施設の老朽化及び社会的要請の変化等に伴いこれまで以上に必要となる、屋上防水や外壁改修などの老朽化対策、空調設備やトイレ、グラウンド等の改修に対する国庫補助事業について、対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等、拡充を図ること。また、その他の学校施設の整備についても、国庫補助対象事業については計画した事業の全件が補助金を受けられることができるように、十分な財源措置を行うこと。

一部新規

イ 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、学籍異動を伴わずに院内学級に入級できるシステムを構築すること。

ウ 30人を学級編制の標準規模とするよう「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正を図るとともに、少人数指導やTT指導を行うため、十分な教員の加配をすること。 **一部新規**

エ 学校図書館法に基づき、12学級以上の学校に専任の司書教諭を配置すること。

オ 学校管理下における児童生徒の災害に対する独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度において、対象範囲の拡大や給付金の増額など、制度の拡充を図ること。 **新規**

カ 高校生等奨学給付金、経済的に就学困難な専門学校生への支援、大学等奨学金事業の充実等子どもの貧困への対策を講じること。 **新規**

キ 児童生徒指導上の問題が多様化・複雑化し、種々の問題の低年齢化は深刻な問題であり、小学校における児童指導の充実が喫緊の課題となっているため、児童指導担当者兼教育相談コーディネーターを専任で配置する制度を創設し、人的加配措置を行うこと。 **新規**

(2) 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の実施について

教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費（準要保護援助費）について、国庫補助対象とすること。

(3) 小学校外国語教育の支援充実について

現在市費で配置している小学校5・6年生を対象としたALT（外国語指導助手）について、人材の確保や財政上の支援を制度化すること。また、英語授業の教科化や開始学年の引き下げが検討される中、専任教員の配置等に向けて早急に取り組むこと。

(4) ナショナルトレーニングセンター拡充施設の設置について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ナショナルトレーニングセンター拡充施設の横須賀市への設置を推進すること。

(5) 義務教育学校創設に係る小中一貫教育制度の充実について

全国各地で地域の実情に応じて取り組んできた小中一貫教育について、本年6月に学校教育法等の一部を改正したことに伴い、国として小中一貫教育を実施する自治体の様々な取組を支援するために教職員の定数措置や加配措置を行うこと。また、効果的に実施するために異学年交流スペースや隣接した校舎間の渡り廊下等の施設整備に対して、学校施設環境改善交付金の対象とすること。**新規**

(6) 史跡等の国及び県有地の市有化に伴う補助制度の特例措置の創設について

史跡等の保存整備を円滑に進めるため、史跡内にある国及び県有地の購入について、市有化を進める際に有効な補助制度の特例措置を創設すること。**新規**

4 基地対策の促進について

神奈川県内には13箇所約20㎢に及ぶ米軍基地があり、その多くが人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺住民は長年にわたり、航空機騒音や度重なる部品落下、墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。このため、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切実に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 基地の返還等について

- ア 市民の長年にわたる負担を解消するため、米軍基地の整理、縮小、返還を図るとともに、市民生活の利便性向上や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所については、早期に返還を実現すること。
- イ 厚木基地における空母艦載機の移駐の1日でも早い実現に向けて最大限努力するとともに、移駐後の厚木基地の運用面等について、速やかに明らかにすること。また、厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の抜本的改正を着実に実施し、基地周辺住民の生活環境の保全に努めること。
- ウ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、現在まで選定されていないことから、これまでの取組状況を明らかにするとともに、当該施設の早期選定を実施すること。
- エ 平成26年度より共同使用を開始した、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地約40haについて、早期返還を実現するとともに、共同使用開始に伴い市が新たに負担する経費を勘案し、補助金等を増額すること。 **一部新規**

(2) 基地騒音対策について

- ア 日米両政府間において了解事項とされているとおり、厚木基地での着陸訓練及び激しい騒音を伴う訓練については、硫黄島訓練施設で実施し、騒音の解消に努めるとともに、着陸訓練同様に事前に情報を提供すること。
- イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。
- ウ 市民は今後も節電対策としてエアコンの使用を控え、窓を開放するため、騒音の増大が予測されることから、騒音軽減策を積極的に講じること。

(3) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金の対象資産額に対する固定資産税相当額の交付が可能となるよう、予算のさらなる増額に努めること。

(4) 基地周辺対策経費に係る予算の増額について

基地周辺対策経費について、基地周辺地域の実情に適合した生活環境等の整備の積極的な推進を図るため、予算のさらなる増額を図り、各自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能となる施策とすること。

(5) 基地周辺住民及び自治体への支援について

ア 長年にわたり基地の負担を担ってきた住民及び自治体に対しても、基地再編の円滑な実施に向けた法整備で新たな負担が増加する自治体を対象とした支援策と同様の措置を講じること。

イ 長年にわたり航空機騒音に悩まされてきた住民の負担を軽減するため、住宅防音工事について建築年次にかかわらず区域内のすべての住宅を助成対象とし、速やかに工事を実施すること。また、住宅防音工事及びNHK放送受信料について対象区域の拡充を図るとともに、防音施設に係る維持管理費及び受信料の全額を助成すること。

一部新規

5 生活環境の整備促進について

地域社会における快適な生活環境づくりを推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた資源循環型社会をめざした総合的な廃棄物政策を推進することが重要である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める交付率による、交付金額の予算額を確保すること。

イ ごみ処理広域化により三浦市内に整備予定の中継施設について、循環型社会形成推進交付金交付要綱の対象となるよう、制度の拡充を図ること。

ウ 廃棄物処理施設の解体について、跡地を利用して新たな処理施設を整備する場合だけでなく、跡地を利用せずに更地にする場合においても、解体費を循環型社会形成推進交付金の交付対象とすること。 **一部新規**

エ 廃棄物の処理に関する市町村の負担が高まる中、製造・流通事業者の廃棄物処理に関する責任を強化するなど、現行法制度を見直すとともに、材料リサイクル優先の現状を改め、再商品化コストの低減が図られるよう、再商品化手法についても、市町村の意向が反映される制度とすること。 **新規**

6 都市基盤の整備等について

都市自治体は、個性と活力にあふれ、豊かさを実感できる地域社会の実現に努力しているが、少子高齢化への対応や経済の活性化を図るため、都市基盤の整備を一層進めていく必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) まちづくり等の推進について

ア PFI手法を活用した公共施設等の整備については、計画どおりに国庫補助が交付されない場合、VFMや年度ごとの返済額に大きな影響を与えることから、PFI手法を活用した事業については優先的に財政支援を行うこと。【茅ヶ崎、小田原】

イ 安心安全なまちづくりを実現させるため、空き家等の適正な管理や私道の寄付による公道化等の推進に支障となる所有者不明等の個人財産について、国や自治体等が一定の調査や土地の処分を含めた速やかな諸々の手続きが行えるように、新たな制度を創設すること。【座間、小田原】**新規**

ウ 商店会が管理している街路灯は老朽化が著しいため、国の商業振興施策としてLED化事業に必要な財源措置を講じること。【厚木、平塚、藤沢、伊勢原】**新規**

エ 社会資本整備総合交付金をはじめとするインフラ整備等にかかる国庫補助金については、地方が必要とする総額を確保すること。【横須賀、横浜、相模原、平塚、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、伊勢原、海老名】**新規**

(2) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における国庫補助採択要件の引き下げと、それに伴う財源を確保すること。【横須賀、茅ヶ崎、鎌倉】

(3) 河川等治水事業の推進について

ア 国土交通省における「平成 24 年 7 月の九州豪雨災害等を踏まえた堤防緊急点検結果」において相模川は、神奈川県内の一級河川のなかで、要対策延長の割合が大幅に高い結果であったことから、大雨や地震等の災害発生時における河川の増水・津波の遡上から流域住民の生命や財産を守り、安全で住み良い生活環境を確保するため、現在用地取得が進められている相模川左岸国道 1 号上流（平塚市須賀・馬入地区、寒川町田端地区、茅ヶ崎市中島地区）の築堤整備を早期に実現すること。

また、国道 1 号より下流については、早急に整備方針・時期を明確にすること。【茅ヶ崎、平塚、茅ヶ崎】**一部新規**

イ 特定都市河川の流域内で行われる浸水被害対策事業について、社会資本整備総合交付金の補助率の上乗せや地方交付税措置を行うこと。

また、治水対策の根幹をなす河川改修の確実かつ速やかな推進に向けた財政措置を講じること。【大和、横浜、相模原、鎌倉、藤沢】**一部新規**

(4) 港湾・海岸の整備促進について

ア 相模湾沿岸の侵食対策において、早急に砂浜の侵食原因について調査を行い、最良の養浜改善対策を講じること。

また、国による海岸漂着物等の処理・対策に関する地方自治体への支援を継続すること。【逗子、鎌倉】**一部新規**

イ 国際コンテナ物流における競争力強化に対する施策の充実と財政措置の拡充を図ること。【川崎、横浜】

ウ 港湾物流機能強化に資する臨海部と背後圏を連絡する臨港交通施設の整備等を促進すること。【川崎、横浜】

エ 港湾施設の老朽化に対応した維持管理に必要な財政措置及び施設の延命化に係る事業の拡充を図ること。【川崎、横浜】

オ 水上オートバイによる死亡・傷害事故が多発していることから、利用に関する法体制を見直し厳正な対応をするとともに、法令及びルール^の周知徹底を図ること。

【逗子】**一部新規**

カ 国際コンテナ戦略港湾の国際競争力強化を図るため、内航フィーダー等の国内輸送コストの低減や物流施設の再編・高度化を含めたロジスティクス機能の強化に取り組むこと。

また、コンテナ貨物や自動車貨物に対応した、先進的な港湾施設の整備や建設発生土受入場所としても必要な新本牧ふ頭の事業化を図ること。

さらに、クルーズ振興に向けた客船受入れ機能の強化、山下ふ頭の再開発を積極的に支援すること。【横浜】**一部新規**

キ 県が実施している茅ヶ崎海岸における海岸侵食対策事業を推進するため、技術的支援及び更なる財政措置の充実を図ること。【茅ヶ崎】

ク 国民への安全・安心な水産物の提供のため、特定第三種漁港である三崎港における高度衛生管理の推進など漁港の衛生管理に関する取り組みを推進するとともに、事業の予算を確保すること。【三浦】**一部新規**

(5) 道路の整備促進について

ア 慢性的な交通渋滞の解消や災害時における道路網の確保、沿線住民の住環境の向上を図るため、横浜湘南道路及び高速横浜環状南線について早期に整備するとともに、国道 357 号及び厚木秦野道路の未整備区間についても着実に整備すること。整備にあたっては、安定した財源を確保し、環境等にも配慮すること。

また、県が事業主体である三浦縦貫道路Ⅱ期区間や三浦半島中央道路をはじめとする三浦半島の幹線道路の早期整備、横浜市内で事業中である高速横浜環状北線の早期完成、高速横浜環状北西線及び相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業の早期完成、相模原市が進めているJ R 横浜線連続立体交差の早期事業化について、事業費の確保など、積極的に支援すること。【横浜、相模原、横須賀、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、三浦、秦野、厚木、逗子、伊勢原】**一部新規**

イ 国道 1 号及び国道 134 号の慢性的な交通渋滞を解消し、良好な交通環境を確保するため、新湘南国道の通行料金を値下げ及び、それに伴う交通量の増加により発生する交通騒音対策を実施すること。【茅ヶ崎、藤沢】

ウ 横浜横須賀道路の（仮称）横須賀パーキングエリアスマートインターチェンジ整備については、早期完成を図るため、十分な社会資本整備総合交付金の予算を確保し、積極的に支援すること。【横須賀】**一部新規**

エ 大規模な地震が発生した場合に必要となる緊急輸送路等の整備や、無電柱化の推進、通学路と踏切の安全対策の推進及び道路施設の老朽化対策を計画的に推進するための財源を確保すること。【横浜、相模原、鎌倉、藤沢、座間】**一部新規**

オ 新東名高速道路の平成 32 年度供用に向け、国道 246 号秦野 I C 関連（約 0.75 キロメートル）の事業を促進すること。【秦野】**新規**

カ 慢性的な交通渋滞の解消や災害時における道路網の確保などのため、国道 413 号、県道 52 号相模原町田、津久井広域道路などの幹線道路の整備事業について、安定的・継続的な財源を確保するなど、積極的に支援すること。【相模原】**新規**

キ 道路法関係法令の改正に伴う道路施設のメンテナンスサイクル構築に必要な社会資本整備総合交付金を十分に確保すること。【平塚、相模原、鎌倉、藤沢、伊勢原、座間】**新規**

(6) 運輸・交通施策について

ア 地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化を図るため、横浜横須賀道路の料金の確実な値下げの実現並びに三浦縦貫道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金引き下げなど料金施策の見直しを図ること。【横須賀、三浦、逗子】

一部新規

イ 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線）について、国としても引き続き積極的に事業を推進すること。【横浜】

ウ 充実した鉄道ネットワークを構築するために、高速鉄道 3 号線の延伸など、計画路線の事業化に向けた取り組みや整備制度の改善に向け、積極的に支援すること。

【横浜】

エ 鎌倉の貴重な歴史的遺産を未来後世へ守り伝えていくため、国指定史跡若宮大路及び円覚寺境内の歴史的景観の復元を目指し、また、踏切による交通渋滞の解消に向け、JR 横須賀線の鉄道敷地の将来的な地下化について、国、神奈川県、鉄道事業者等関係機関等と協議・検討を行う体制を構築すること。【鎌倉】

オ 鎌倉市の中心市街地は、地形的な制約等（歴史的遺産や自然環境の保全）により道路整備が困難なため、慢性的に交通渋滞が発生している。交通渋滞の解消には、既存の道路や駐車場などを活用した交通需要マネジメント（TDM）施策が必要となるため、施策の推進に向けた社会実験制度への支援や、実施にあたっての法的な検討、技術・財政面での支援を充実すること。【鎌倉】**新規**

(7) 農業振興の推進について

農振農用地区域として認められる土地利用について、都市農業における農業経営の多様化という地域性にも配慮し、地産地消を促進する農産物直売施設や農作業体験施設、地域農業の振興と関係の深い農業教育施設や農業技術研究施設、農家の家計を支えるための施設なども対象とするよう基準を緩和すること。

また、地域性を考慮した農地転用基準の運用を図ること。

さらに、農産物販路拡大のための販売コーディネーター等の人件費に対する支援制度を創設すること。【海老名】**一部新規**

(8) 公契約に関する法律の整備について

公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件を確保するため、国は公契約に関する法律整備を速やかに講じること。【平塚、茅ヶ崎、鎌倉、逗子】

(9) 公共施設の老朽化対策の推進について

避難所として確保すべき小・中学校や早期復旧に影響の大きな下水道等の老朽化に対応するためには、計画的に維持修繕や更新を進めていく必要があるため、円滑な事業実施のため社会資本整備予算を十分かつ安定的に確保するとともに、採択基準の緩和を図ること。【綾瀬、横浜、相模原、座間】**一部新規**

(10) 台風被害などを踏まえた自然災害対策の推進について

ア 都市河川の改修推進に係る事業費の確保と補助採択基準の緩和を図ること。【横浜、相模原、鎌倉、藤沢】**新規**

イ 道路に面した民有地のがけの崩壊や落石に対する防災対策について、交付金等の対象となるよう、制度の拡充を図ること。【横浜、相模原、鎌倉、藤沢】**新規**

(11) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた基盤整備の支援について

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催により、今後、全国的に更なる外国人観光客の増加が見込まれる。特に江の島がセーリング競技の会場に決定したことにより、江の島周辺の複数の市町では、著しい観光客の増加が期待されるところである。

日本の魅力を発信すべきこの機会に、「歴史的風致維持向上計画」を策定し、「歴史的風致」の維持向上を目指すにあたり、新たな国庫補助制度を創設するとともに、貴重な歴史的遺産を守り伝えていくための支援制度の充実を図ること。

また、観光客に対するホスピタリティ向上に向け、観光案内所や公衆トイレなどの観光基盤施設の整備に対する効果的な支援制度の充実を図ること。【鎌倉、藤沢、逗子】

一部新規

(12) 水道事業体の県営水道への統合支援について

県下の水道事業体で県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、積極的に統合することを求めるように県に対して働きかけるとともに、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺の事業体に対して、制度的・財源的支援の体制を整えること。

【三浦、相模原】**新規**

東日本大震災関係要望事項

7 東日本大震災への対応について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広範な地域に甚大なる被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散は、各地の市民生活に深刻な影響を与えている。

こうした中、実態として被災した地域が速やかに復興を図りつつ、今後いつ、どこで発生するか分からない大地震、津波に対応することは、各都市において喫緊の課題である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 地震防災対策のための支援制度について

ア 地方自治体は、東日本大震災のような大規模地震発生を想定した幅広い内容の震災対策が求められており、その対策には膨大な費用が必要とされることから、多岐にわたる災害対策に対応した補助制度を創設すること。

イ 地方公共団体が災害対策基本法に基づき整備する市町村防災行政用無線について、国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除とすること。

ウ 大規模災害時には、ガソリンや軽油などの燃料不足が懸念されるが、燃料不足による災害対策活動への影響が生ずることのないよう、安定的な燃料供給体制の構築のため、自治体が設置する危険物施設（貯蔵所、取扱所）に対する支援制度を継続すること。**一部新規**

エ 東日本大震災の教訓を踏まえ、また、南海トラフ地震対策特別措置法及び首都直下型地震対策特別措置法の施行に伴う地震防災対策の強化のため、地域住民や観光客に対する迅速かつ正確な情報伝達手段の拡充、特に同報系防災行政無線のデジタル化や、津波避難タワーの設置等による津波一時避難場所の確保及び避難路等の整備に要する経費に対し財政措置を講じること。**一部新規**

オ 大規模地震発生時に電気に起因する火災の発生を抑制するため、地震を感知して電気を遮断する感震ブレーカー等の設置促進について、国の責任において、電気事業者等との設置促進に向けた連携をとりながら、法改正による義務付け等、その具体策を早期に提示すること。**新規**

カ り災証明の遅滞ない交付等や中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者の被害状況、支援状況及び配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳の作成を支援する被災者支援システムの導入並びに当該システムのリース契約を含めた運用等に対する支援制度を創設すること。**新規**

キ 現在の交付金制度について、災害時等において廃棄物処理施設が稼働不能とならないよう、既存焼却施設等における基幹設備の補修や災害対策など、施設の強靱化に資する整備についても交付対象とすること。**一部新規**

(2) 防災計画・体制について

ア 臨海部における液状化対策や津波浸水対策等の減災対策への支援の継続と拡充を図ること。

- イ 大規模災害発生時には、市民の生命・財産・経済活動等を守るため、行政機能の低下を最小限に抑え、地域防災計画に基づく応急対策や復旧・復興対策を実行するとともに市民生活に必要な不可欠な行政サービスを早期に再開する必要がある。このため、国土強靱化の観点から大規模災害発生時における地方自治体の業務継続体制の強化対策に必要な支援策を積極的に講じること。 **一部新規**
- ウ 津波監視体制を強化し、地域住民や観光客に対して迅速かつ正確な情報発信を行うため、切迫性の高い東海地震、神奈川県西部地震、三浦半島断層群地震などに備えて、東京湾、相模湾沖にGPS波浪計を早期に設置すること。
- エ 海水浴客等の観光客、沿岸住民の津波災害一時避難場所として、国道134号沿いに立体横断施設を整備すること。 **新規**
- オ 災害廃棄物対策指針で示された仮置場の候補地の選定について、借り上げのみではなく取得する場合も考慮した内容に見直しを行うこと。また、その取得費用について、支援制度を創設すること。 **新規**

(3) 食の安全における放射能対策について

福島第一原子力発電所事故の放射能の影響が懸念される中、日常生活における食の安全確保は必要不可欠なものであることから、国の責任において、農畜水産物の出荷時における検査及び、それらを使用した加工食品の検査を強化するとともに、市場に流通する食材等の安全性を周知するなど、今以上にきめ細かい食の安全対策を講じること。

(4) 放射性物質による局所的な汚染箇所の除染対策について

放射性物質汚染対処特措法における指定対象外地域においても、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による、局所的な汚染箇所の除染基準と役割を明示すること。

(5) 放射性物質が含まれた焼却灰等への対策について

放射性物質（放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の低濃度の場合も含む）を含んだ下水汚泥焼却灰や一般廃棄物の焼却灰、並びに側溝や集水マス、小中学校の屋上等に溜まった土砂等の処分について、国が具体的、かつ市民等から理解の得られる処分方法を明示するとともに、最終処分場を確保するなど、適切に処分できるよう早急に措置を講じること。併せて、国が示した基準や基準に基づく処分等の安全性について、国民への十分な周知を図ること。

さらに、上記の他、各自治体が地域の実情に応じて独自に施した安全対策に係る費用については、不十分ながらも特別交付税による措置は制度化されているが、今後、これらの経費について、特別交付税によらず、発生源者である東京電力に対して賠償請求していくこととした場合には、地方自治体から東京電力に対する賠償請求が円滑に行えるよう、法的整備を視野に入れた積極的な対応・働きかけを行うこと。

(6) 旧耐震基準住宅の耐震化に係る国庫補助金の拡充について

旧耐震基準住宅の耐震化を推進するため、改修工事に係る費用に対する国庫補助金の拡充を図ること。

(7) 公共基準点の改定に伴う支援制度の創設について

今後想定される神奈川県西部地震や東海地震などの大規模地震に伴う地殻変動が発生したときには、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、その費用に係る新たな国の支援制度を創設すること。 **一部新規**